

委員会提出議案第2号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年3月27日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 西川憲行様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「企画総務部」を「総合政策部」に改め、同号イ中「財務部」を「防災安全課」に改め、同号ウ中「出納室」を「会計課」に改め、同号エ中「消防本部」の次に「及び消防署」を加え、同項第2号ア中「市民文化部」を「生活文化部」に改め、同項第3号ア中「環境産業部」を「産業建設部」に改め、同号イ中「建設部」を「上下水道部」に改め、同項第4号に次のように加える。

ウ 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）に規定する基本構想及び基本計画の議案に関すること。

第5条ただし書を削る。

第14条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。